

記入例

(宛先)吉川市長

請求日 令和8年11月1日

施設等利用費請求書(償還払い用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【 令和 8 年 10 月 利用分請求用 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

利用月ごとに請求書を1枚作成してください。

- 申請者と認定子どもが、吉川市町村内に居住していることを吉川市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを吉川市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払い状況を吉川市が対象施設に確認すること。
- 課税状況を吉川市が確認すること。

請求者は必ず施設等利用給付認定通知書に保護者として記載された方を記入してください。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ヨシカワ タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	平成 4 年 5 月 23 日
氏 名	吉川 太郎	電話番号	090-1234-xxxx		
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所	〒 342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地		
(振込先)※1	金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座		
さいたま	銀行・信用金庫 吉川	口座番号	1	2	3
	農協・信用組合	支店	4	5	6
		出張所	7		
		口座名義(カタカナ)	ヨシカワ タロウ		

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

原則、請求者(認定保護者)名義の口座としてください。

認定番号は施設等利用給付認定通知書をご確認ください。

2. 認定子ども(認定子どもごとに請求して下さい)

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	123		
生年月日	令和 4 年 10 月 4 日	フリガナ	ヨシカワ サクラ		
(利用年月)	令和 8 年 10 月の住所	氏 名	吉川 桜		
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した					
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			令和	年	月
				日	

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	ヨシカワ+マズヨウチエン	所在地	〒		
施設名称	吉川なまず幼稚園	(市外の場合のみ記入)	電話:		
(利用年月)	令和 8 年 10 月の在籍状況	☒ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した			
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入			年	月	日

<裏面も記入して下さい>

4. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※2)

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話:	
②	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話:	
③	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話:	
④	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話:	
⑤	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話:	
⑥	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話:	

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

利用日数は施設から発行された領収証に記載された利用日数及び特定子ども・子育て支援提供証明書に記載された提供日数と一致させてください。

5. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4	請求額 ※5 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (490×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
令和8年10月	12,000円	20日	9,800円	9,800円	0円	9,800円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

※5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は12,300円、第3号の場合は17,700円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

※3に該当し、幼稚園等の預かり保育と認可外保育施設を併用する方が月途中で市町村間の転出入をした場合の月額上限額は次のとおりです。

11,300円×転出日まで(または認定起算日以降)のその月の日数÷その月の日数(A)

但し、(A)が450円×転出日まで(または認定起算日以降)のその月の預かり保育の利用日数(B)より低い場合は、(B)が上限額となります。